二、株式会社松波無線に対する件

昭和四十八年（排）第十二号

排除命令

東京都千代田区外神田一丁目十三番三号

株式会社　松波無線

右代表者　代表取締役　松　波　重　久

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社松波無線は、昭和四十七年十一月二十五日から同年十二月二十日までを期間とし、一般消費者を対象に、「年末売出し特別大抽籤会」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨およびカラーテレビの購入者に対しては、右懸賞により景品類を提供すると同時に、千円程度の景品類を提供したことが、同法第三条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十四年公正取引委員会告示第八号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供またはカラーテレビの購入者全員に対する景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社松波無線（以下「松波無線」という。）は、肩書地に本店を置き、主として、家庭用電気製品の販売業を営む事業者である。

二　松波無線は、一般消費者を対象に、

(一)　「年末売出し特別大抽籤会」と称し、昭和四十七年十一月二十五日から同年十二月二十日までを期間とし、期間中に、家庭用電気製品（カラーテレビを含む。）および石油ストーブ、ガステーブル、ポット等の家庭用品を一万円以上購入した者にスピードくじを引かせ、景品類として、特等自動電気洗たく機またはステレオ（いずれも約四万円相当）十本、一等電子ジャー（約六千円相当）五十本、二等わたあめ器（約千五百円相当）三百本、三等ミニ工具セット（約三百円相当）千本を提供すること

(二)　さらに、右期間中に、カラーテレビの購入者全員に対し、保険金額百万円の「交通事故傷害保険被保険者票」（この保険料千円）を提供すること

を企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、

(一)　前記二の(一)の懸賞に係る取引の価格は一万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、右景品類のうち特等の自動電気洗たく機またはステレオの価額は、この制限をこえるもの

である。

(一)　前記二の(二)のカラーテレビの購入者全員に対する「交通事故傷害保険被保険者票」の提供は、前記二の(一)の懸賞による景品類の提供と同時に行なわれたものである。

法令の適用

前記事実によれば、松波無線の前記二の(一)の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限の第一項に違反し、また、カラーテレビの販売について前記二の(一)の行為と(二)の行為を同時に行なったことは、同法第三条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年六月十一日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久